

2024年度

自主規制レポート

第2部 自主規制の取組

上場会社等監査人登録制度編

本冊子「2024年度自主規制レポート 上場会社等監査人登録制度編」は、「2024年度自主規制レポート」から、上場会社等監査人登録制度の概要及び2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の運営状況を抜粋して作成した分冊となっています。

「2024年度自主規制レポート」には、以下の項目を掲載しております。ぜひこちらも併せてご覧ください。

2024年度自主規制レポート掲載箇所	
表紙～トップメッセージ	1ページ～
第1部日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要	8ページ～
第2部Ⅰ品質管理レビュー制度	15ページ～
第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度 【本冊子】	58ページ～
第2部Ⅲ個別事案審査制度	68ページ～
第3部自主規制のモニタリング	96ページ～
第4部自主規制レポート資料編	102ページ～

【自主規制レポートページ】

URL : <https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/self-regulation-report/>

【関連規程等の略称について】

自主規制レポートにおいて、略称を用いて参照している規程等は次の表のとおりです。

金融商品取引法	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
公認会計士法	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
公認会計士法施行規則	公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)
会則	日本公認会計士協会会則

目 次

Ⅱ 上場会社等監査人登録制度	58
1. 上場会社等監査人登録制度の概要	58
(1) 制度の目的	58
(2) 制度の沿革	58
2. 上場会社等監査人登録制度の詳細	59
(1) 上場会社等監査人登録制度の全体像	59
(2) 上場会社等監査人名簿への登録の申請	60
(3) 上場会社等監査人名簿への登録の審査	61
(4) 適格性の確認	62
(5) 上場会社等監査人名簿	62
(6) 情報開示	63
(7) 登録の取消しの審査	63
(8) 登録の取消し	63
3. 上場会社等監査人登録制度を運営する組織	64
(1) 職務と構成	64
(2) 委員一覧	64
(3) 会員外の委員の役割・選任理由	65
4. 2024年度の上場会社等監査人登録審査の運営状況	66
(1) 登録の申請状況	66
(2) 変更登録申請の状況	66
(3) 情報開示の状況	66
(4) 登録抹消の状況	67

Ⅱ 上場会社等監査人登録制度

1 上場会社等監査人登録制度の概要

(1) 制度の目的

上場会社等監査人登録制度は、

- ① 上場会社等の監査を行う監査事務所(監査法人又は公認会計士)を法律上の名簿(公認会計士法第34条の34の2の「上場会社等監査人名簿」をいう。)に登録し、
- ② 登録を受けた監査事務所(以下「登録上場会社等監査人」という。)に対して“高い規律付け”を求め、
- ③ 登録上場会社等監査人が、上場会社等の監査を行う監査事務所として“高い規律付け”を果たしているかどうかを当協会が確認し(以下「適格性の確認」という。)、
- ④ 必要に応じて、登録上場会社等監査人の登録の取消しなどを行うこと
を通じて、会計監査の信頼性確保に寄与することを目的とした制度です。

監査事務所は、上場会社等に対して監査証明業務を行おうとする場合には、上場会社等監査人名簿への登録を受けなければなりません(公認会計士法第34条の34の2)。また、上場会社等は、登録上場会社等監査人から、財務諸表監査を受けなければなりません(金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項)。

(2) 制度の沿革

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保する目的から、2007年度より「上場会社監査事務所登録制度」を導入し、運用していました。

この制度では、上場会社の監査を行おうとする監査事務所は、当協会が備える「上場会社監査事務所名簿」への登録を受けなければならないことが定められていました。また、東京証券取引所その他の金融商品取引所に上場する会社は、「上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所からの監査を受けなければならない」ことが、各金融商品取引所の有価証券上場規程などにおいて定められており、当協会と、金融商品取引所の自主規制の両輪により、上場会社等の監査を行う監査事務所の品質管理体制の確保が図られていました。

上記の制度は、上場会社の監査の担い手の裾野の拡大等により中小監査事務所を含む上場会社の監査の担い手全体の監査品質の一層の向上が急務となっていることなど、会計監査を取り巻く環境の変化を踏まえ、2022年5月に「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」が公布されたことにより、法律上の登録制である「上場会社等監査人登録制度」へと改められました。

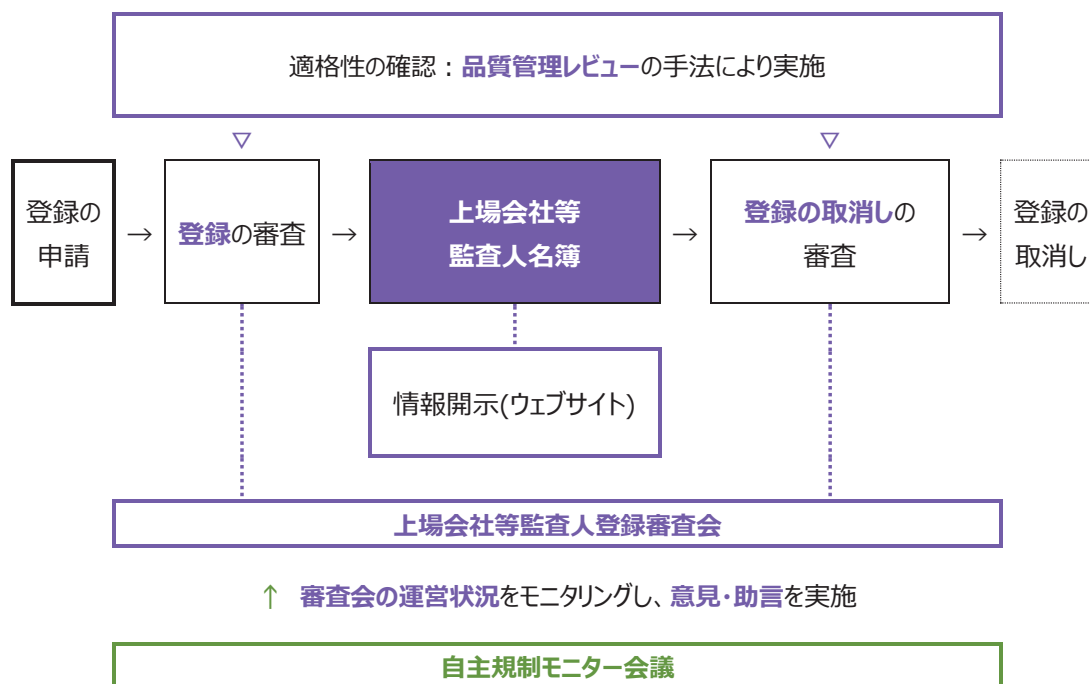
なお、上場会社等監査人登録制度の運営は、これまで自主規制として制度の運営を行ってきた知見やノウハウを最大限有効に活用できるようにする目的から、当協会がその運営を行っています。

2 上場会社等監査人登録制度の詳細

(1) 上場会社等監査人登録制度の全体像

上場会社等監査人登録制度の全体像は、次の図のとおりです。

【上場会社等監査人登録制度の全体像】



(2)上場会社等監査人名簿への登録の申請

上場会社等監査人名簿への登録の申請を受けようとする監査事務所(以下「登録申請者」という。)は、法令等の定めるところにより、登録申請書類を当協会に提出しなければなりません。

監査法人が提出しなければならない登録申請書類の一覧は、次の表のとおりです。なお、一部の書類については、記載例又は様式を、当協会ウェブサイト(会員専用ページ)に掲載しています。

【登録申請書類の一覧】

通番	書類名
1	登録申請書
2	公認会計士法第34条の34の6第1項各号のいずれにも該当しないことを証する書面
3	登記事項証明書
4	定款の写し
5	説明書類の記載事項を記載した書類
6	公認会計士である社員の経歴書
7	【様式第1号】誓約書
8	【様式第2号】登録事務所概要書
9	【様式第3号】監査契約会社リスト
10	【様式第3号別紙1】ローテーションの計画
11	【様式第4号】共同監査の具体的方法
12	直前期の「業務及び財産の状況に関する説明書類」
13	継続的専門能力開発制度における履修必要単位数を履修していることを証する書面 (申請前の3事業年度分)

(3) 上場会社等監査人名簿への登録の審査

登録申請者からの申請を受け、当協会は「登録の審査のためのレビュー」を行います。登録の審査のためのレビューにおいて、登録申請者のリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備の状況が確認されます。上場会社等監査人登録審査会は、その確認結果を踏まえ、「登録の実施」又は「登録の拒否」を判断します。

2022年度の公認会計士法令の改正により、上場会社等の監査を行う監査事務所は“より高い規律付け”を果たすことが求められます。当協会は、“より高い規律付け”の目線を示す目的から、2023年6月29日付けで、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」(以下「適格性の確認ガイドライン」という。)を公表しています。

登録申請者に対して実施される「登録の審査のためのレビュー」においても、当該ガイドラインで提示された目線を基にして判断が行われることとなります。

なお、適格性の確認ガイドラインは、2024年8月9日に改正が行われました。改正のポイントと、改正後の適格性の確認ガイドラインに記載のある項目は、以下のとおりです。

【改正のポイント】

1. 「監査に関する品質管理基準」や、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」などを参考にして、ガイドラインの項目立てについて整理を行いました。
2. 公認会計士法施行規則第93条、第95条及び第96条に定めのある事項について、2024年7月1日以後順次対応が求められることを踏まえ、着眼点及び判断基準の新規追加を行いました。
3. 上場会社等監査人登録審査会における議論や、2023年度の品質管理レビューの実績を踏まえ、職業倫理及び独立性に関する事項など、着眼点及び判断基準が定められていなかった事項又は着眼点及び判断基準について拡充する必要があると考えられた事項について、新規追加又は拡充を行いました。
4. ガイドラインを利用して体制の整備を行おうとする監査事務所の参考となるように、着眼点及び判断基準の記載の具体化又は例示の追加を行いました。

【適格性の確認ガイドラインの項目(2024年8月9日改正)】

- I 施行規則第26条各号において、監査事務所が整備しなければならない品質管理体制に関する着眼点及び判断基準
 - I-1 総則
 - I-2-1 監査事務所のリスク評価プロセス
 - I-2-2 ガバナンス及びリーダーシップ
 - I-2-3 職業倫理及び独立性
 - I-2-4 監査契約の新規の締結及び更新
 - I-2-5 業務の実施(全般)

- I-2-6 業務の実施(専門的な見解の問合せ)
- I-2-7 業務の実施(不正リスク対応)
- I-2-8 監査業務に係る審査
- I-2-9 監査事務所の業務運営に関する資源(人的資源)
- I-2-10 監査事務所の業務運営に関する資源(テクノロジー資源)
- I-2-11 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- I-2-12 品質管理システムの評価
- II 施行規則第87条第2号に掲げる上場会社等の監査を公正かつ的確に行うための業務の品質の管理を行う体制の整備に関する着眼点及び判断基準
 - II-1 着眼点
 - II-2 専任の部門の設置(施行規則第87条第2号イ)に関する判断基準
 - II-3 主として従事する公認会計士の選任(施行規則第87条第2号ロ)に関する判断基準
- III 施行規則第93条、第95条及び第96条に規定される業務管理体制の整備に関する着眼点及び判断基準
 - III-1 着眼点
 - III-2 判断基準
- IV その他：社員の法人業務への関与度合い

(4)適格性の確認

「上場会社等監査人名簿への登録の審査」及び「上場会社等監査人名簿からの登録の取消しの審査」に当たっては、適格性の確認のための調査が行われます。

適格性の確認とは、上場会社等の監査を行う監査事務所が、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制を適切に整備できているかを確認することを指しています(会則第46条の5第1項)。適格性の確認に当たっては、品質管理レビューその他の調査が行われることとなります(同条第2項)。

なお、(3)に提示する適格性の確認ガイドラインは、適格性の確認のために品質管理レビューを実施する際にも利用されます(品質管理レビューの実施状況については、「第2部 I 品質管理レビュー制度」を参照。)

(5)上場会社等監査人名簿

登録の申請が承認された監査事務所は、上場会社等監査人名簿に登録され、登録上場会社等監査人となります。上場会社等監査人名簿は当協会に備え置かれ、公衆の縦覧に供されています。

登録上場会社等監査人には、法令上、次の義務が課されることとなります。

① 監査法人のガバナンス・コードの受入れ／情報開示の充実のための取組の実施

公認会計士法施行規則第93条、第95条及び第96条の規定に基づき、登録上場会社等監査人は、業務の品質の管理の状況等の評価結果及びその理由等を公表するための体制の整備、上場会社等の

監査証明業務のステークホルダーに対して経営管理の状況等を公表するための体制の整備及び「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」の適用状況を公表するための体制の整備を行うことが求められます。

② 変更登録の申請

公認会計士法第34条の34の8及び公認会計士法施行規則第88条の規定に基づき、登録上場会社等監査人は、上場会社等監査人名簿の登録事項に変更が生じた場合は、直ちに変更の登録を申請しなければなりません。

(6)情報開示

上場会社等監査人名簿の公衆縦覧のほか、当協会は、登録上場会社等監査人に関する情報を、当協会のウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」において公表しています。

ウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」で閲覧できる主な情報は、以下のとおりです。登録上場会社等監査人は、①及び②に関する情報に関し、上場会社等監査人登録細則で定められる頻度により報告を行うことが求められます。

- ① 登録上場会社等監査人の概要情報(名称・所在地・連絡先・代者名・専門要員数・上場会社等の監査契約数)
- ② 『透明性報告書』又は『監査品質に関する報告書』を通じた経営管理の状況等(公認会計士法施行規則第95条)及び「監査法人のガバナンス・コード」の適用状況(公認会計士法施行規則第96条)に関する情報
- ③ 品質管理レビューの実施状況(原則として直近2回分)
- ④ 金融庁又は当協会からの懲戒処分等を受けた場合には、当該懲戒処分等を受けた旨及びその理由

(7)登録の取消しの審査

登録上場会社等監査人は、金融庁から行政処分を受けた場合や、当協会の品質管理レビューを受けた結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、「辞退勧告」が講じられた場合には、登録の取消しの審査の対象となります。

上場会社等監査人登録審査会が、登録上場会社等監査人の登録を取り消すことが相当と認めた場合、当該登録上場会社等監査人の登録が取り消されることとなります。

(8)登録の取消し

上場会社等監査人名簿から登録を取り消された監査事務所は、取消しの日から3年を経過しない間は、上場会社等監査人名簿への登録申請を行ったとしても、その登録が拒否されます(公認会計士法第34条の34の6第1項第1号)。

なお、登録を取り消された監査事務所は、その取消しの日前に締結された上場会社等の監査契約に関しては、例外的に監査業務を行うことができます(公認会計士法第34条の34の9第6項)。

3

上場会社等監査人登録制度を運営する組織

(1)職務と構成

上場会社等監査人登録制度は、上場会社等監査人登録審査会を中心に運営されています。上場会社等監査人登録審査会の職務と構成は、次の表のとおりです。

【上場会社等監査人登録審査会の職務と構成】

組織名	上場会社等監査人登録審査会
職務	・ 上場会社等監査人名簿への登録の審査 ・ 登録上場会社等監査人の登録の取消しの審査 ・ その他上記に準ずるもので、上場会社等監査人登録制度の運営に関し必要な事項
構成	定員7人 審査会長(当協会の会長)1人 会員外の委員4人(①金融庁職員／②学識経験者／③経済界の出身者／④投資家) 会員委員2人

(2)委員一覧

上場会社等監査人登録審査会は、審査の透明性及び客観性を確保する目的から、会員外の委員が会員委員よりも多い組織構成により運営されています。

2025年3月31日時点における上場会社等監査人登録審査会の委員は、次の表のとおりです。

【上場会社等監査人登録審査会の委員一覧】

役職	氏名	所属・肩書
審査会長	茂木 哲也	日本公認会計士協会 会長
委員(会員外)	犬塚 誠也	金融庁企画市場局企業開示課 開示業務室長
委員(会員外)	蟹江 章	青山学院大学大学院 教授
委員(会員外)	後藤 敏文	公益社団法人日本監査役協会 専務理事
委員(会員外)	水口 啓子	株式会社 第一生命経済研究所 シニア・フェロー (非常勤)
委員(会員)	小暮 和敏	公認会計士
委員(会員)	浅井 万富	公認会計士

(3)会員外の委員の役割・選任理由

会員外の委員の役割・選任理由は、次の表のとおりです。

【会員外の委員の役割・選任理由】

氏名(属性)	役割・選任理由
犬塚 誠也 (金融庁職員)	監督当局の立場から、公認会計士法令に定めのある監査法人の体制整備や、「監査法人のガバナンス・コード」をはじめとする情報開示等の高い規律付けについて、その制度趣旨を踏まえた上での意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。 犬塚 誠也委員にあつては、上記の役割が期待できるほか、「監査法人のガバナンス・コード」の改訂などに関して監督当局の立場から関与があり、登録審査会の委員として、公認会計士登録等の審査も行っているため、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。
蟹江 章 (学識経験者)	学識経験を有する者から、公認会計士監査及び監査業務の品質の管理に関する監査論・公認会計士制度論も踏まえた意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。 蟹江 章委員にあつては、上記の役割が期待できるほか、品質管理委員会の外部委員として、監査事務所の品質管理に関する審査に関与した経験もあることから、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。
後藤 敏文 (経済界の出身者)	登録上場会社等監査人に対しては、より高い規律付けとして、「監査法人のガバナンス・コード」の適用が求められることを踏まえたとき、上場会社等の経営及びガバナンスに関する知見を有する者からの意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。 後藤 敏文委員にあつては、上記の役割が期待できるほか、当協会の自主規制モニター会議や、倫理委員会有識者懇談会の委員を歴任していることから、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。
水口 啓子 (投資家)	登録上場会社等監査人に対しては、より高い規律付けとして、情報開示の拡充が求められていることを踏まえたとき、財務報告をはじめとする開示情報の利用者の立場にある者からの意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。 水口 啓子委員にあつては、上記の役割が期待できるほか、公認会計士・監査審査会の委員として、監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢に関する審査に関与があったことから、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。

4

2024年度の上場会社等監査人登録審査の運営状況

2024年度は、18回の上場会社等監査人登録審査会が開催されました。各回における議題等については、下記リンク先に掲載する議事要旨よりご確認ください。

【上場会社等監査人登録審査会の議題等】

URL:<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/lcaf/>

(1)登録の申請状況

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで。以下同じ。)における上場会社等監査人名簿への登録申請の状況は、次の表のとおりです。

【上場会社等監査人名簿への登録申請の状況】

(単位：件)

	申請件数	審査中	登録の実施	登録の拒否	申請の取下げ
2024年度	103	6	78	4	15
(参考) 2023年度	84	0	45	1	38

(注) 1.「審査中」には、2024年度内の申請のうち、審査結果(登録の実施／登録の拒否)が2024年度内に決定しなかった件数を計上している。

2.「申請の取下げ」は、2024年度内に申請の取下げがあった件数を計上している。

(2)変更登録申請の状況

2024年度における登録上場会社等監査人からの変更登録申請の状況は、次の表のとおりです。

【登録上場会社等監査人からの変更登録申請の状況】

(単位：件)

件数	審査中	変更登録実施
151	18	133

(注)「審査中」には、2024年度内の申請のうち、審査結果(登録の実施／登録の拒否)が2024年度内に決定しなかった件数を計上している。

(3)情報開示の状況

① 極めて重要な不備事項又は重要な不備事項の概要の公表

登録上場会社等監査人に対する品質管理レビューにおいて、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合、当協会は、会則に基づき、当該極めて重要な不備事項又は重要な不備事項の概要を公表します。

2024年度の品質管理レビューの実施結果を踏まえ、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項の概要が公表されることとなった監査事務所数は、3件です。

② 金融庁長官又は当協会の懲戒処分等を受けたことに関する情報開示

登録上場会社等監査人が、金融庁長官又は当協会の行う懲戒処分等を受けた場合は、当該懲戒処分等を受けた旨及びその理由が所定の期間開示されることとなります。

2024年度において、金融庁長官又は当協会の懲戒処分等を受けたことに関する情報開示の対象となった監査事務所数は、次の表のとおりです。

【懲戒処分等を受けたことに関する情報開示の対象となった監査事務所数】

(単位：件)

金融庁長官が行う懲戒処分に伴う情報開示の件数	2
当協会会長が行う懲戒処分に伴う情報開示の件数	0

③ 登録上場会社等監査人からの定期報告／変更報告に基づく情報開示

登録上場会社等監査人は、会計年度終了後3か月以内に定期報告を、ウェブサイトにおける公表事項に変更が生じた場合には、変更が生じた日から起算して30日以内を原則として変更報告を、それぞれ提出することが求められます。

2024年度における、定期報告及び変更報告の届出件数は、次の表のとおりです。

【定期報告及び変更報告の届出件数】

(単位：件)

定期報告	134
変更報告	238

(注) 制度上、定期報告の提出期間内に変更事項が生じた場合には、「定期報告を兼ねる変更報告」として届出が可能。ここでは、「定期報告を兼ねる変更報告」は、定期報告として取り扱い、件数を計上している。

④ ウェブサイト上の「監理区分」への指定の状況

登録上場会社等監査人が、上場会社等監査人名簿からの登録の取消し事由に該当しているおそれがある場合や、定期報告・変更報告を所定の期限までに届け出ないことが認められた場合には、それらの状況が解消されるまでの間、当該登録上場会社等監査人を、ウェブサイト上の「監理区分」に指定の上で公表します。

2024年度において、監理区分に指定された監査事務所数は、次の表のとおりです。

登録の取消し事由に該当するおそれがあることに起因する指定の件数	2
定期報告・変更報告の届出を行っていないことに起因する指定の件数	0

(4)登録抹消の状況

2024年度において、上場会社等監査人名簿からの登録抹消を受けた監査事務所は0件です。